

定 款

(令和4年9月20日承認)

社会福祉法人 樂慈会

社会福祉法人楽慈会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又、その有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 軽費老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ロ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ヘ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ト) 放課後児童健全育成事業の経営
- (チ) 延長保育事業の経営
- (リ) 一時預かり事業の経営
- (ヌ) 老人デイサービス事業の経営
- (ル) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人楽慈会といふ。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者あるいは子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事業所を奈良県奈良市に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案を行う場合は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦又は評議員の解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員会に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 評議員の選任については、社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の一七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項の承認
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

一二条 評議員会は、定期評議員会として、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員全員の同意があれば、招集の手続を省略して、評議員会を開催することができる。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 定時評議員会は開催の 2 週間前までに、他の評議員会は開催の 1 週間前までに、理事長は各評議員に対して招集通知を発出する。

(決議)

- 第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第一六条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

- 第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

- 第一八条 理事の選任については、社会福祉法第四四条第六項を遵守するとともに、理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 監事の選任については社会福祉法第四四条第七項を遵守するとともに、監事には、

この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 役員等の損害賠償責任の免除

(損害賠償責任の免除)

第二五条 この法人は、社会福祉法第四十五条の二〇第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）第一一四条第一項の規定に基づき、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第一一三条第一項の規定により免除することのできる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

- 2 この法人は、社会福祉法第四十五条の二〇第四項において準用する一般法人法第一一五条第一項の規定により、同項に規定する非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責任額は、1円以上1億円以下の範囲内であらかじめ定めた額と同法第一一三条第一項第二号で定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする。

第六章 理事会

(構成)

第二六条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二七条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二八条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二九条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第三〇条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第七章 資産及び会計

(資産の区分)

第三一条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 奈良県奈良市南京終町18番地1、13番地4、13番地6所在の鉄骨造陸屋根4階建ケアハウス一棟(2,045.27 m²)
 - (2) 奈良県奈良市南京終町18番地1、13番地4、13番地6所在の鉄骨造鋼板葺平家建車庫一棟(24.22 m²)
 - (3) 奈良県奈良市八条五丁目437番地11所在の鉄骨造陸屋根3階建特別養護老人ホーム一棟(2,602.69 m²)
 - (4) 奈良県奈良市八条五丁目437番地11所在の軽量鉄骨造ビニール板ぶき平屋建ポンプ室一棟(8.70 m²)
 - (5) 奈良県奈良市八条五丁目437番地11所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建特別養護老人ホーム一棟(2,356.79 m²)
 - (6) 奈良県奈良市南京終町14番地12、14番地13所在の鉄骨造陸屋根3階建グループホーム棟(428.76 m²)
 - (7) 奈良県奈良市南京終町19番地1所在の鉄骨造陸屋根3階建デイサービスセンター一棟(576.72 m²)
 - (8) 奈良県奈良市学園北一丁目931番地233所在の鉄骨造鋼板葺平家建デイサービスセンター一棟(157.10 m²)
 - (9) 奈良県奈良市南京終町13番4所在のケアハウスの敷地(333.55 m²)
 - (10) 奈良県奈良市南京終町18番1所在のケアハウスの敷地(535.53 m²)

- (11) 奈良県奈良市南京終町13番6所在のケアハウスの敷地 (143.07 m²)
- (12) 奈良県奈良市八条五丁目437番11所在の特別養護老人ホームの敷地
(3,057 m²)
- (13) 奈良県奈良市八条五丁目440番1所在の特別養護老人ホームの敷地
(1,170 m²)
- (14) 奈良県奈良市南京終町14番18所在のグループホームの敷地 (32.24 m²)
- (15) 奈良県奈良市南京終町19番1所在のグループホームの敷地 (391.16 m²)
- (16) 奈良県奈良市南京終町20番15所在のグループホームの敷地 (0.21 m²)
- (17) 奈良県奈良市南京終町14番13所在のグループホームの敷地 (323.67 m²)
- (18) 奈良県奈良市南京終町14番12所在のグループホームの敷地 (146.17 m²)
- (19) 奈良県奈良市学園北一丁目931番233所在のデイサービスセンターの敷地
(460.95 m²)
- (20) 京都府木津川市木津川台5丁目4番2所在の幼保連携型認定こども園の敷地
(3,363.68 m²)
- (21) 京都府木津川市木津川台5丁目4番5所在の幼保連携型認定こども園の敷地
(1,634.28 m²)
- (22) 京都府木津川市木津川台5丁目4番2所在の木・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき
2階建 幼保連携型認定こども園棟 (2,130.02 m²)
- (23) 京都府木津川市山城町上狛天竺堂1番地1及び京都府木津川市山城町椿井間谷
37番地1所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 老人福
祉施設棟 (5303.42 m²)
- (24) 京都府木津川市山城町上狛小杉谷10番地、12番地所在の木造瓦葺平家建
老人福祉施設棟 (698.24 m²)
- (25) 京都府木津川市山城町平尾里屋敷69番地4所在の鉄骨造スレートぶき2階建
老人福祉施設棟 (534.34 m²)
- (26) 京都府木津川市木津南後背30番地5、30番地1、30番地7、31番地
3、39番地1、40番地2、40番地3、40番地5所在の鉄骨造合金メッ
キ鋼板ぶき2階建 老人ホーム棟 (908.04 m²)
- (27) 京都府木津川市加茂町里宇留志40番地、35番地、36番地、37番地、4
1番地所在の鉄骨造鋼板ぶき2階建 老人福祉施設棟 (1054.91 m²)
- (28) 奈良県奈良市三碓六丁目1140番1所在の幼保連携型認定こども園の敷地
(1,139.18 m²)
- (29) 奈良県奈良市三碓六丁目1141番1所在の幼保連携型認定こども園の敷地
(395.53 m²)
- (30) 奈良県奈良市三碓六丁目1142番1所在の幼保連携型認定こども園の敷地
(1,120.43 m²)
- (31) 奈良県奈良市三碓六丁目1215番1所在の幼保連携型認定こども園の敷地
(213.19 m²)

- (32) 奈良県奈良市三碓六丁目1216番2所在の幼保連携型認定こども園の敷地
(1.63 m²)
- (33) 奈良県奈良市三碓六丁目1218番1所在の幼保連携型認定こども園の敷地
(179.92 m²)
- (34) 奈良県奈良市三碓六丁目1140番地1、1141番地1、1142番地1、
1212番地、1215番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建
幼保連携型認定こども園棟 (2,096.17 m²)
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 物置 (11.62 m²)
軽量鉄骨造コンクリート屋根平屋建 物置 (8.55 m²)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第三九条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三二条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、奈良県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、奈良県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理及び保有株式にかかる議決権の行使)

第三三条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。
- 4 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第三四条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三五条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三六条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三七条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三八条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章 公益を目的とする事業

(種別)

第三九条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (イ) 居宅介護支援事業
- (ロ) 配食サービス事業
- (ハ) 老人デイサービスセンターに高齢者を宿泊させる事業
- (ニ) 地域の子どもに食事を安価でふるまう事業
- (ホ) 地域包括支援センターの設置経営

2 前項にかかる重要事項のほか、その事業の運営に関する事項については、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第九章 解散

(解散)

第四〇条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四一条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第一〇章 定款の変更

(定款の変更)

第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、奈良県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を除く。を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を奈良県知事に届け出なければならない。

第一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人楽慈会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又はインターネット上ホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	管 谷 正 彦
理 事	森 山 朋 子
〃	小 西 邦 彦
〃	小 林 康 雅
〃	清 水 明 彦
〃	遠 藤 務
〃	浅 野 明 宏
監 事	浮 気 利 廣
〃	四 本 雅 勇
〃	宗 重 庄 一